

乙第

号証

平成22年7月30日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官
 平成21年(シ)第49号 貸金請求上告事件
 (原審・那覇地方裁判所平成20年(レ)第20号)

判 決

滋賀県草津市西大路町1-1

上 告 人	株 式 会 社 シ テ イ ズ
代表者代表取締役	宗 竹 政 美
訴訟代理人弁護士	坂 本 秀 徳



被 上 告 人	
訴訟代理人弁護士	松 崎 暁 史

主 文

1. 原判決を破棄する。
2. 本件を那覇地方裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人の上告理由について

1. 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。
 - (1) 上告人は、貸金業法3条（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）所定の登録を受けた貸金業者である。
 - (2) 上告人は、平成18年4月25日、訴外（以下「訴外人」という。）に対し、以下の約定で300万円を貸し付けた（以下「本件金銭消費貸借契約」ないし「本件貸付け」という。）。

ア 利 息	年29.2パーセント（1年を365日とする日割計算）
イ 遅延損害金	年29.2パーセント（1年を365日とする日割計算）
ウ 返済方法	平成18年6月より平成23年5月まで毎月1日限り元金

5万円を経過利息とともに支払う。経過日数については、貸付日当日を含み、各返済日の前日までとする。

エ 特 約 上記各返済日の元金又は利息制限法所定の制限利息の支払を怠ったときは、通知催告なくして期限の利益を失い、債務全額及び残元金に対する遅延損害金を直ちに支払う（以下「本件期限の利益喪失特約」という。）。

オ 充 当 合 意 弁済金は約定利息、損害金、元金の順に充当する（以下「本件充当合意」という。）。

- (3) 被上告人は、平成18年4月25日、上告人との間で、本件金銭消費貸借契約に基づき訴外人が上告人に対して負う債務を連帯保証する旨書面により合意した（以下「本件連帯保証契約」という。）。
- (4) 上告人は、本件金銭消費貸借契約締結の際、訴外人に対し、原判決別表1記載の事項等を記載した「貸付及び保証契約説明書」を交付した。
- (5) 上告人は、本件連帯保証契約の締結に先立ち、被上告人に対し、原判決別表1及び2記載の事項等を記載した「保証契約説明書（概要）」及び「保証契約説明書（詳細）」を交付した。
- (6) 上告人は、本件連帯保証契約締結の際、被上告人に対し、原判決別表1及び3記載の事項等を記載した「貸付及び保証契約説明書」を交付した。
- (7) 訴外人は、平成18年6月1日から平成19年7月2日まで、上告人に対し、原判決別表「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「本件計算書」という。）の「2」から「16」欄記載のとおり、「年月日」欄記載の日に、それぞれ「弁済額」欄記載の金員を、利息及び元金の一部として支払った（以下、これらの弁済を併せて「本件各弁済」という。）。
- (8) 上告人は、本件各弁済の都度直ちに、訴外人に対し、貸金業法18条及び同法施行規則（平成19年11月7日内閣府令第79号による改正前のもの）15条所定の事項である原判決別表4記載の事項等を記載した「領収書」を

交付した。

- (9) 被上告人は、本訴が提起された後の平成20年3月24日及び同年10月7日、上告人に対し、本件計算書の「19」及び「20」欄記載のとおり、それぞれ「弁済額」欄記載の金員を、利息、遅延損害金及び元金として支払った。
- 2 本件は、上告人が、本件各弁済のうち利息の制限額を超えて利息として支払った部分について、貸金業法43条1項の規定が適用されるから、有効な利息債務の弁済とみなされると主張して、被上告人に対し、連帯保証債務履行請求権に基づき、本件貸付けの残元本63万5304円及び遅延損害金の支払を求める事案である。
- 3 原審は、次のとおり判断し、本件各弁済のうち利息の制限額を超えて利息として支払った部分について貸金業法43条1項の規定の適用を否定し、上告人の請求を全部棄却すべきものとした。
- (1) 本件期限の利益喪失特約は、債務者に対し、支払期日に約定の元金とともに制限超過部分を含む約定利息を支払わない限り、期限の利益を喪失するとの誤解を与えることはない。
- (2) 他方、債務者が支払期日に支払うべき元金及び制限利息に相当する金員を支払ったとしても、本件充当合意により、制限超過部分を含む約定利息から充当される結果、元金全額に充当されるに至らず元金の支払を遅滞したこととなり、本件期限の利益喪失特約によって期限の利益を喪失するとの解釈は採ることはできず、債務者は、支払期日に支払うべき元金及び制限利息に相当する金員を支払いさえすれば、本件期限の利益喪失特約の文言どおり、期限の利益を喪失することはない。
- (3) しかしながら、本件期限の利益喪失特約と本件充当合意の関係について、上記(2)のように理解するには、利息制限法の趣旨を踏まえた解釈が必要であり、一般の債務者に対して、そのような理解を期待することはできないもの

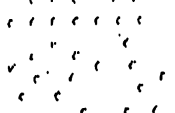
と解され、通常、債務者に対し、支払期日に支払うべき元金と制限利息に相当する金員を支払ったとしても、本件充当合意により、まずは制限超過部分を含む約定利息に充当されるため、元金に充当されるに至らず、本件期限の利益喪失特約にいう元金の支払を遅滞したこととなり、期限の利益を喪失し、残元金全額を直ちに一括して支払い、これに対する遅延損害金を支払うべき義務を負うことになるという誤解を与えるというべきであり、このような誤解が生じなかったといえるような特段の事情のない限り、債務者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったものということとはできないと解するのが相当である。本件においては、上記特段の事情は認められないから、訴外人は、事実上強制を受けて制限利息の額を超える額の金銭の支払をしたものであって、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものとは認められない。

4 しかしながら、原審の上記3(1)及び(2)の判断は正当として是認し得るが、同3(3)の判断は是認することができない。その理由は次のとおりである。

(1) 金銭消費貸借契約証書ないし貸付及び保証契約説明書における本件期限の利益喪失特約には、期限の利益喪失の要件として「利息制限法所定の制限利息の支払を怠ったとき」と明記されており、債務者が、貸主から、かかる特約の内容について必要にして十分な説明を受けたならば、通常債務者において、利息制限法所定の制限利息を支払っている限り、期限の利益を喪失しないことが容易に理解し得るものというべきである。

(2) また、本件充当合意は、充当の順序を定めた規定に過ぎず、期限の利益喪失の判断が先行し、その後に損害金への充当が問題となるという関係にある（両規定の配列もこれに沿うものとなっている）から、本件充当合意の存在は通常債務者における上記(1)の理解を妨げる事情とはなりえない。

そうすると、訴外人の制限超過部分の支払の任意性を否定した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。



5 以上によれば、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そこで、上記説明の有無、内容や貸金業法17条の書面該当性等につき、さらに審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 廣 田 民 夫

裁判官 高 橋 亮 介

裁判官 塚 原 聡

これは正本である。

平成22年7月30日

福岡高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 中島

